

●香川県告示第510号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年11月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成21年10月1日	曾根クリニック	丸亀市土器町西7丁目222番地5
平成21年10月1日	医療法人春風会 檉村病院	木田郡三木町大字平木56番地7
平成21年10月1日	千代歯科医院	善通寺市与北町1113-1